

災害時における佐伯市の災害体制について

風水害や地震・津波など災害時における佐伯市の災害体制は次のとおりです。

災害体制は警戒レベルが上がることにより、「災害対策連絡室」から「災害警戒本部」、「災害対策本部」へ移行します。記載している配備基準は一例です。そのほかの災害においても災害体制を設置する場合もあります。

風水害	災害体制→	災害対策連絡室	災害警戒本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準→	大雨警報、暴風警報等発表による	警戒レベル3 高齢者等避難発令	警戒レベル4 避難指示発令	警戒レベル5 緊急安全確保発令
	参集する職員→	参集範囲にある職員	各対策部で指名する職員	基本全職員 <small>(各対策部にて要員を配備する職員)</small>	全職員

地震・津波	災害体制→	災害対策連絡室	災害警戒本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準→	震度4 (地震のみ) 津波注意報の発表	震度5弱 (地震のみ) 津波警報の発表	震度5強以上 (地震のみ)	大津波警報の発表
	参集する職員→	参集範囲にある職員	各対策部で指名する職員	全職員	全職員

※警報の種類によっては、災害体制を設置しない場合もあります。